

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 7 月 30 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 19 件

厚生年金保険関係 19 件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金保険関係 2 件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500267号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500045号

第1 結論

請求者のA法人における平成22年12月10日の標準賞与額を17万2,000円、平成23年6月20日の標準賞与額を20万5,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月10日及び平成23年6月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月10日及び平成23年6月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月10日
② 平成23年6月20日

A法人から請求期間に賞与が支給されていたが、記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された賞与資料、総勘定元帳及び事業主の陳述から、請求者は、請求期間①及び②に賞与を支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間①の標準賞与額を17万2,000円、請求期間②の標準賞与額を20万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②における請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500257号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500046号

第1 結論

請求者のA法人における平成22年12月10日の標準賞与額を85万円に訂正することが必要である。

平成22年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月10日

A法人から請求期間に賞与が支給されていたが、記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された賞与資料、総勘定元帳及び事業主の陳述から、請求者は、請求期間に85万円の賞与を支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間の標準賞与額を85万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500275号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500047号

第1 結論

請求者のA法人における平成23年6月20日の標準賞与額を20万5,000円に訂正することが必要である。

平成23年6月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年6月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年6月20日

A法人から請求期間に賞与が支給されていたが、記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された賞与資料、総勘定元帳及び事業主の陳述から、請求者は、請求期間に20万5,000円の賞与を支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間の標準賞与額を20万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500273号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500048号

第1 結論

請求者のA法人における平成22年12月10日の標準賞与額を80万円、平成23年6月20日の標準賞与額を22万5,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月10日及び平成23年6月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月10日及び平成23年6月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月10日

② 平成23年6月20日

A法人から請求期間に賞与が支給されていたが、記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された賞与資料、総勘定元帳及び事業主の陳述から、請求者は、請求期間①及び②に賞与を支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間①の標準賞与額を80万円、請求期間②の標準賞与額を22万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②における請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500265号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500049号

第1 結論

請求者のA法人における平成22年12月10日の標準賞与額を28万5,000円、平成23年3月24日の標準賞与額を7万円、平成23年6月24日の標準賞与額を19万2,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月10日、平成23年3月24日及び平成23年6月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月10日、平成23年3月24日及び平成23年6月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月10日
② 平成23年3月24日
③ 平成23年6月24日

A法人から請求期間に賞与が支給されていたが、記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された賞与資料、総勘定元帳及び事業主の陳述から、請求者は、請求期間①、②及び③に賞与を支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間①の標準賞与額を28万5,000円、請求期間②の標準賞与額を7万円、請求期間③の標準賞与額を19万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③における請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500271号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500050号

第1 結論

請求者のA法人における平成22年12月10日の標準賞与額を25万8,000円、平成23年3月24日の標準賞与額を14万円、平成23年6月24日の標準賞与額を17万4,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月10日、平成23年3月24日及び平成23年6月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月10日、平成23年3月24日及び平成23年6月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月10日
② 平成23年3月24日
③ 平成23年6月24日

A法人から請求期間に賞与が支給されていたが、記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された賞与資料、総勘定元帳及び事業主の陳述から、請求者は、請求期間①、②及び③に賞与を支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間①の標準賞与額を25万8,000円、請求期間②の標準賞与額を14万円、請求期間③の標準賞与額を17万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③における請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500060号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500051号

第1 結論

- 1 請求期間①のうち、請求者のA株式会社における平成15年4月1日から平成19年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成15年4月から同年6月までの標準報酬月額については、15万円から28万円、平成15年7月から平成16年8月までの標準報酬月額については、15万円から22万円、平成16年9月から平成17年8月までの標準報酬月額については、16万円から22万円、平成17年9月から平成18年8月までの標準報酬月額については、17万円から22万円、平成18年9月から平成19年6月までの標準報酬月額については、18万円から22万円とする。

平成15年4月から平成19年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年4月から平成19年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者のA株式会社における平成16年7月16日の標準賞与額を3万円から18万6,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月16日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年7月16日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年4月1日から平成20年10月21日まで
② 平成16年7月16日

A株式会社の賞与記録について年金事務所からお知らせが来たため確認したところ、請求期間①の標準報酬月額が給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。また、請求期間②の標準賞与額が、支給された賞与額と相違しているため、標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成15年6月、同年11月、平成16年5月及び同年8月については、請求者が保管するA株式会社の給与明細書により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年6月は28万円、同年11月、平成16年5月及び同年8月については22万円とすることが必要である。

請求期間①のうち、平成15年7月から同年10月、同年12月から平成16年3月、同年6月、同年7月、同年9月から平成18年10月及び同年12月から平成19年6月までの期間については、請求者が保管するA株式会社の給与明細書により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額より低い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

請求期間①のうち、平成16年4月及び平成18年11月については、請求者が保管する預金通帳及びB銀行C支店から提出された請求者に係る預金元帳により確認できる給与振込額から、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額より低い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間①のうち、平成15年7月から同年10月、同年12月から平成16年4月、同年6月、同年7月、同年9月から平成19年6月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書、預金通帳及びB銀行C支店から提出された請求者に係る預金元帳により確認及び推認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが必要である。

請求期間①のうち、平成15年4月及び同年5月については、請求者が保管する預金通帳の給与振込額及び同年6月の給与明細書に記載されている保険料控除額から推認すると28万円とすることが必要である。

一方、請求期間①のうち平成19年7月及び同年8月については、給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額若しくは高額であるものの、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額であることから厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間①のうち平成19年9月から平成20年9月までの期間については、給与明細書により記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は得られないが、平成15年4月から平成19年6月までの期間について、給与明細書等から確認及び推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致してないことから、事業主は、給与明細書等で確認及び推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届けておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に

見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、請求者が保管する請求期間②前後の賞与明細書では、賞与額に対し適正な厚生年金保険料が控除されていることから、請求期間②についても適正な保険料が控除されていたことが推認できる。また、請求者が保管する預金通帳の賞与振込額から、請求者が請求期間②においてオンライン記録により確認できる標準賞与額（3万円）を超える賞与額（18万6,000円）の支払を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答が得られず、元取締役も請求者の届出や保険料納付については不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500274号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500052号

第1 結論

請求者のA法人における平成22年12月10日の標準賞与額を25万5,000円、平成23年3月24日の標準賞与額を6万円、平成23年6月24日の標準賞与額を17万2,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月10日、平成23年3月24日及び平成23年6月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月10日、平成23年3月24日及び平成23年6月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月10日
② 平成23年3月24日
③ 平成23年6月24日

A法人から請求期間に賞与が支給されていたが、記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された賞与資料、総勘定元帳及び事業主の陳述から、請求者は、請求期間①、②及び③に賞与を支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間①の標準賞与額を25万5,000円、請求期間②の標準賞与額を6万円、請求期間③の標準賞与額を17万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③における請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500266号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500053号

第1 結論

請求者のA法人における平成22年12月10日の標準賞与額を80万円に訂正することが必要である。

平成22年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月10日

A法人から請求期間に賞与が支給されていたが、記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された賞与資料、総勘定元帳及び事業主の陳述から、請求者は、請求期間に80万円の賞与を支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間の標準賞与額を80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500264号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500054号

第1 結論

請求者のA法人における平成22年12月10日の標準賞与額を31万5,000円、平成23年3月24日の標準賞与額を16万円、平成23年6月24日の標準賞与額を20万7,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月10日、平成23年3月24日及び平成23年6月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月10日、平成23年3月24日及び平成23年6月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月10日
② 平成23年3月24日
③ 平成23年6月24日

A法人から請求期間に賞与が支給されていたが、記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された賞与資料、総勘定元帳及び事業主の陳述から、請求者は、請求期間①、②及び③に賞与を支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間①の標準賞与額を31万5,000円、請求期間②の標準賞与額を16万円、請求期間③の標準賞与額を20万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③における請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500270号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500055号

第1 結論

請求者のA法人における平成22年12月10日の標準賞与額を25万8,000円、平成23年3月24日の標準賞与額を4万円、平成23年6月24日の標準賞与額を17万4,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月10日、平成23年3月24日及び平成23年6月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月10日、平成23年3月24日及び平成23年6月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月10日
② 平成23年3月24日
③ 平成23年6月24日

A法人から請求期間に賞与が支給されていたが、記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された賞与資料、総勘定元帳及び事業主の陳述から、請求者は、請求期間①、②及び③に賞与を支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間①の標準賞与額を25万8,000円、請求期間②の標準賞与額を4万円、請求期間③の標準賞与額を17万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③における請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500272号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500056号

第1 結論

請求者のA法人における平成22年12月10日及び平成23年6月20日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成22年12月10日及び平成23年6月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月10日及び平成23年6月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月10日
② 平成23年6月20日

A法人から請求期間に賞与が支給されていたが、記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された賞与資料、総勘定元帳及び事業主の陳述から、請求者は、請求期間①及び②に賞与を支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②における請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500261号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500057号

第1 結論

請求者のA法人における平成20年6月10日の標準賞与額を16万7,000円、平成22年12月10日の標準賞与額を80万円に訂正することが必要である。

平成20年6月10日及び平成22年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年6月10日及び平成22年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年6月10日
② 平成22年12月10日

A法人から請求期間に賞与が支給されていたが、記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、事業主から提出された賞与資料により、請求者は当該期間に賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、賞与資料で確認できる賞与額から、請求期間①は16万7,000円に訂正することが必要である。

一方、事業主から提出された賞与資料、総勘定元帳及び事業主の陳述から、請求者は、請求期間②に、80万円の賞与を支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間②の標準賞与額を80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②における請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、請求期間①については社会保険事務所(当時)に、請求期間②については年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所又は年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500277号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500058号

第1 結論

請求者のA法人における平成23年6月20日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成23年6月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年6月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年6月20日

A法人から請求期間に賞与が支給されていたが、記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された賞与資料、総勘定元帳及び事業主の陳述から、請求者は、請求期間に5万円の賞与を支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500269号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500059号

第1 結論

請求者のA法人における平成22年12月10日の標準賞与額を25万8,000円、平成23年3月24日の標準賞与額を13万円、平成23年6月24日の標準賞与額を17万4,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月10日、平成23年3月24日及び平成23年6月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月10日、平成23年3月24日及び平成23年6月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月10日
② 平成23年3月24日
③ 平成23年6月24日

A法人から請求期間に賞与が支給されていたが、記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された賞与資料、総勘定元帳及び事業主の陳述から、請求者は、請求期間①、②及び③に賞与を支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間①の標準賞与額を25万8,000円、請求期間②の標準賞与額を13万円、請求期間③の標準賞与額を17万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③における請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500159号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500060号

第1 結論

請求者の株式会社Aにおける平成15年12月19日の標準賞与額を7万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成15年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月19日

請求期間において、会社から賞与を受けていたので、賞与から厚生年金保険料を控除されていたか確認のうえ、年金記録を回復してほしい。

第3 判断の理由

B市から提出のあった「平成16年度市・県民税の課税状況について(回答)」、事業主及び複数の同僚の陳述・回答並びに複数の同僚の賞与明細書により、請求者は、平成15年12月19日に、7万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月19日に係る請求者の届出や保険料納付について、不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500258号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500061号

第1 結論

請求者のA法人における平成20年6月10日の標準賞与額を15万円、平成21年6月10日、平成21年12月15日及び平成22年6月15日の標準賞与額を20万円、平成22年12月10日の標準賞与額を20万7,000円に訂正することが必要である。

平成20年6月10日、平成21年6月10日、平成21年12月15日、平成22年6月15日及び平成22年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年6月10日、平成21年6月10日、平成21年12月15日、平成22年6月15日及び平成22年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年6月10日
② 平成21年6月10日
③ 平成21年12月15日
④ 平成22年6月15日
⑤ 平成22年12月10日

A法人から請求期間に賞与が支給されていたが、記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、事業主から提出された賞与資料により、請求者は当該期間に賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、賞与資料で確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は15万円、請求期間②、③及び④は20万円に訂正することが必要である。

一方、事業主から提出された賞与資料、総勘定元帳及び事業主の陳述から、請求者は、請求期間⑤に、20万7,000円の賞与を支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間⑤の標準賞与額を20万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑤までにおける請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を請求期

間①から③については社会保険事務所（当時）、請求期間④及び⑤については年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所又は年金事務所は、請求者の請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500268号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500062号

第1 結論

請求者のA法人における平成22年12月10日の標準賞与額を15万2,000円、平成23年6月20日の標準賞与額を15万4,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月10日及び平成23年6月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月10日及び平成23年6月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月10日
② 平成23年6月20日

A法人から請求期間に賞与が支給されていたが、記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された賞与資料、総勘定元帳及び事業主の陳述から、請求者は、請求期間①及び②に賞与を支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間①の標準賞与額を15万2,000円、請求期間②の標準賞与額を15万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②における請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500276号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500063号

第1 結論

請求者のA法人における平成23年6月20日の標準賞与額を8万2,000円に訂正することが必要である。

平成23年6月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年6月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年6月20日

A法人から請求期間に賞与が支給されていたが、記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された賞与資料、総勘定元帳及び事業主の陳述から、請求者は、請求期間に8万2,000円の賞与を支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間の標準賞与額を8万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500049号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500028号

第1 結論

昭和47年4月から昭和49年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年4月から昭和49年1月まで

請求期間においては、国民年金保険料の納付が確認できないとされているが、当該期間は父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付しており、その記録があるはずであるから、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「請求期間は父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付しており、その記録があるはずである。」旨主張しているが、請求者の父親はすでに亡くなっている上、請求者は、「請求期間における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していなかった。」旨申述していることから、請求期間における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料納入台帳並びに国民年金被保険者台帳では請求者の資格取得日は昭和51年5月24日となっていることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号についてオンライン記録の氏名検索等により調査したところ、昭和51年5月頃に請求者に対して払い出されたと推認される国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500141号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500027号

第1 結論

昭和61年1月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年1月から平成元年3月まで

私は、高校を卒業してA市に住んでいたが、住民票は実家のB市にあった。昭和61年1月の成人式に私の代わりに記念品を取りに行った母が国民年金の話を知り、母が国民年金の加入手続きを行い、請求期間に係る国民年金保険料については母がB市で納付してくれた。

平成元年4月の就職を機に住所をA市に異動し、就職先の会社が厚生年金保険に加入していなかったため、私がA市で国民年金の加入手続きを行った。現在所持している年金手帳はそのときの年金手帳である。平成元年5月に実家に帰省したときに、年金手帳が2冊になったことを知り、その後、平成15年から平成17年まで勤務した株式会社Cで2冊の年金手帳を1冊にする手続きをしてもらった。

請求期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和61年1月の成人式に請求者の代わりに記念品を取りに行ったその母が国民年金の話を知り、国民年金の加入手続きを行い、請求期間に係る国民年金保険料については母がB市で納付してくれたとしている。

しかしながら、国民年金の加入手続きについて、請求者の母は、「成人式の会場(D県民会館)で加入手続きを行った。」としているが、B市役所は、「成人式の会場で年金の加入に関するPRチラシを配布したことはあるが、任意加入手続きや年金手帳の交付までは行っていない。」と回答しており、当時の取扱いと一致しない。また、国民年金保険料の納付について、その母は、「請求者の国民年金保険料を納付書で納付したことはなく、すべて自分の給与から控除されていたと思う。」としていることから、加入していた共済組合に照会したい旨伝えたところ、母は、「実際に給与から控除されたか否かは不明なので照会しないでほしい。」としており、当時の給与明細書も現存しないと回答していることから、保険料の納付状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号「*」(現在の基礎年金番号)は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、A市で平成元年7月から同年9月頃にかけて払い出されたものと推認され、オンライン記録によると、請求者は平成元年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である上、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

一方、請求者は、「現在所持している年金手帳(以下「A市の年金手帳」という。)の他にもう1冊年金手帳があり、株式会社C(厚生年金保険の被保険者期間は、平成15年5月22日から平成17年3月4日まで)で、A市の年金手帳にまとめる手続きをしてもらった。そのとき渡

した年金手帳がB市で加入手続したときの年金手帳であり、A市の年金手帳には『*』の左側に『統合済』と判が押されている。」としている。

しかしながら、オンライン記録によると、上記の記号番号「*」は、平成2年7月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際付番された厚生年金保険の手帳記号番号であり、B市で払い出された国民年金の手帳記号番号ではない。また、同記録によると、当該記号番号が国民年金の手帳記号番号「*」に統合されたのは、平成9年11月6日であり、請求者の主張する時期（平成15年から平成17年まで）とは相違するものの、当該記録以外に統合記録はなく、請求者は「今までに年金手帳が3冊あった記憶はない。」としていることから、B市で加入手続した際受け取ったとする年金手帳とA市の年金手帳が1冊にまとめられたとは考え難い。

加えて、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1500148 号
厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1500065 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 8 月から平成 20 年 7 月まで

「B」のマンション管理人として勤務したが、管理会社が株式会社Aに変更になったことにより、平成 19 年 4 月に雇用されていた管理会社を退職した。株式会社Aに平成 19 年 8 月に雇用され、再度同マンションの管理人として平成 20 年 7 月まで勤務したが、同社における厚生年金保険の加入記録がない。請求期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した防火管理者の修了証及び給与振込口座の取引明細証明書により、期間の特定はできないものの、請求者が「B」のマンション管理人として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、株式会社Aは、「Bの管理は、平成 19 年 9 月より株式会社Cに外注しているため、当社での請求者の勤務実績はない。請求者に係る資料もない。」と回答している。

なお、株式会社Cに請求者の勤務実態等について照会したところ、「請求者は、平成 19 年 8 月 1 日から平成 20 年（月日不明）にかけて勤務した。履歴書以外の資料等については保存していないが、給与から保険料の控除を行っていない。」と回答している上、オンライン記録によると、株式会社Cが厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 20 年 6 月 1 日であり、同日に事業主を含む二人が被保険者資格を取得しているが、請求者に係る記録はない。

また、請求者は、前職の管理会社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 19 年 4 月 29 日から請求期間を含む平成 27 年 1 月 10 日まで、D町の国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500191号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500064号

第1 結論

請求期間①から⑦までの期間について、請求者のA県教育庁B教育事務所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年1月8日から同年4月30日まで
② 昭和56年6月5日から同年12月1日まで
③ 昭和56年12月7日から昭和57年3月21日まで
④ 昭和57年4月6日から同年6月1日まで
⑤ 昭和57年7月5日から同年8月25日まで
⑥ 昭和59年6月1日から同年12月12日まで
⑦ 昭和59年12月12日から昭和60年2月8日まで

A県教育庁B教育事務所(以下「B教育事務所」という。)管内の公立学校で、上記の期間臨時職員として勤務したが、B教育事務所における厚生年金保険の加入記録がない。継続して2か月以上採用された場合は、厚生年金保険に加入すると認識しているので、厚生年金保険の記録として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑦までについて、B教育事務所が提出した履歴書により、請求者は、各請求期間においてB教育事務所管内の公立学校で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B教育事務所は、履歴書以外の資料については、保存期間経過により廃棄済みのため、届出及び保険料控除等については不明と回答している。

また、請求者から提出された「社会保険事務の手引き」(B教育事務所総務課給与係:平成25年3月)及び「臨時職員の退職・採用に係る社会保険の手続について」(B教育事務所総務課給与第2係長:平成26年6月30日)には、それぞれ「当初の採用期間が2ヶ月以内であったため加入要件を満たさない者で、採用期間の延長等により、当初からの採用期間が2ヶ月を超えることとなった場合は、期間延長になった日(発令日)から社会保険に加入する必要があります。」「2ヶ月を超える採用期間は加入となる。※2ヶ月以内の雇用期間により加入要件を満たさない場合でも、採用期間の延長等により、当初からの採用期間が2ヶ月を超えることとなった場合は、期間延長になった日(発令日)から社会保険へ加入しなければならない。」との記載があることから、請求者は、「2か月以上の採用は、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張しているが、B教育事務所は、「2か月を超えて採用された臨時職員が全て厚生年金保険に加入したかどうかは、資料が保存期間経過により廃棄済みのため確認できない。また、この取り扱いについて、いつから適用されていたかは不明である。」と回答している。

さらに、請求期間当時、B教育事務所の厚生年金保険に加入していた複数の被保険者に照会

したところ、複数の回答から、臨時職員として勤務した期間のうち、2か月以上勤務しても厚生年金保険に加入していない期間があることが確認できる。

加えて、C臨時職員取扱規程第*条（昭和51年1月1日施行）では、「臨時職員については、法令に定めるところにより、健康保険、厚生年金保険等に加入させるものとする。ただし、これに代わる保険の被保険者又は被保険者の扶養親族である場合はこの限りでない。」と規定しているところ、オンライン記録によると、請求者は、請求期間②の一部及び請求期間③から⑦までの全期間において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

また、請求期間①から⑦までにおいて、B教育事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もない。

このほか、請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。